

平成30年度人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数の状況

市職員の任用は、地方公務員法の定めるところにより、競争試験の受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行っています。

市では、指定管理者制度等による民間活力の導入、情報化の推進等により、引き続き事務の効率化を図りつつ、職員の「働き方改革」への対応やワークライフバランスの実現にも配慮し、職員数の適正化に取り組んでいます。

(1) 職員の任免

(単位：人)

区分	平成29年度の退職者数					平成30年4月1日付 採用者数 (常勤再任用職員等を含む)	平成30年4月1日現在 職員数
	定年退職	普通退職	早期退職	その他 (死亡等)	計		
行政職（一）	72	25	22	61	180	241	2,553
行政職（二）	13	1	1	6	21	11	150
計	85	26	23	67	201	252	2,703

(注意)

- 行政職（一）とは、一般事務職・技師職（土木、建築など）・専門職（保育士、保健師など）・消防職をいい、教育職（教諭）・医療職を含みます。
- 行政職（二）とは、技能労務職（技術員、給食調理員、用務員など）をいいます。
- 職員数には一部事務組合等派遣職員を含みます。

(2) 部署別職員数（平成30年4月1日現在）

区分	部署名	人数(人)
市長部局	総務部	95
	企画部	31
	財政部	148
	地域づくり推進部	101
	市民生活部	150
	保健福祉部	213
	保健所	127
	こども部	510
	環境部	128
	経済産業部	38
	都市部	134
	土木部	148
	会計課	16

	公益法人等派遣職員	10
	小計	1,849
その他の部局	水道部	65
	議会事務局	16
	選挙管理委員会事務局	7
	監査事務局	8
	農業委員会事務局	8
	教育委員会	279
	消防局・消防署	467
合 計		2,699

2 職員の給与の状況

市職員の給与などは、市議会の議決を経た条例とそれに基づく規則で定められています。

(1) 給与の種類と内容

ア 毎月決まって支給されるもの

区 分	内 容
給 料	正規の勤務時間による勤務に対する報酬で、職務の種類と内容に応じて定められた給料表に基づき支給されます。民間企業における基本給に相当するものです。
地 域 手 当	地域の民間賃金水準に応じて職員に支給される手当です。
扶 養 手 当	扶養親族を有する職員に対して支給される手当です。
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支給される手当です。
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関（電車・バス等）や自動車等を利用している職員に支給される手当です。
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給される手当です。
そ の 他	義務教育等教員特別手当，初任給調整手当等

イ 勤務実績に応じて支給されるもの

区 分	内 容
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給される手当です。
特殊勤務手当	危険，不快，不健康又は困難な勤務，その他特殊な勤務に従事した職員に支給される手当です。
そ の 他	休日勤務手当，夜間勤務手当等

ウ 一定の時期に支給されるもの

区 分	内 容
期末・勤勉手当	民間における賞与（ボーナス）等に見合う手当として支給される手当です。
退職手当	職員が退職した場合に、一時金として支給される手当で、民間企業における退職金に相当するものです。

3 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 平成28年度の 人件費率
平成29年度	416,433人	124,042,192千円	3,715,457千円	21,704,819千円	17.50%	17.70%

(注意)

- 人件費とは、一般職職員の給与（給料＋手当）・退職手当・共済組合負担金、特別職の給料・報酬などをいいます。
- 実質収支＝歳入総額－（歳出総額＋翌年度へ繰り越すべき財源）

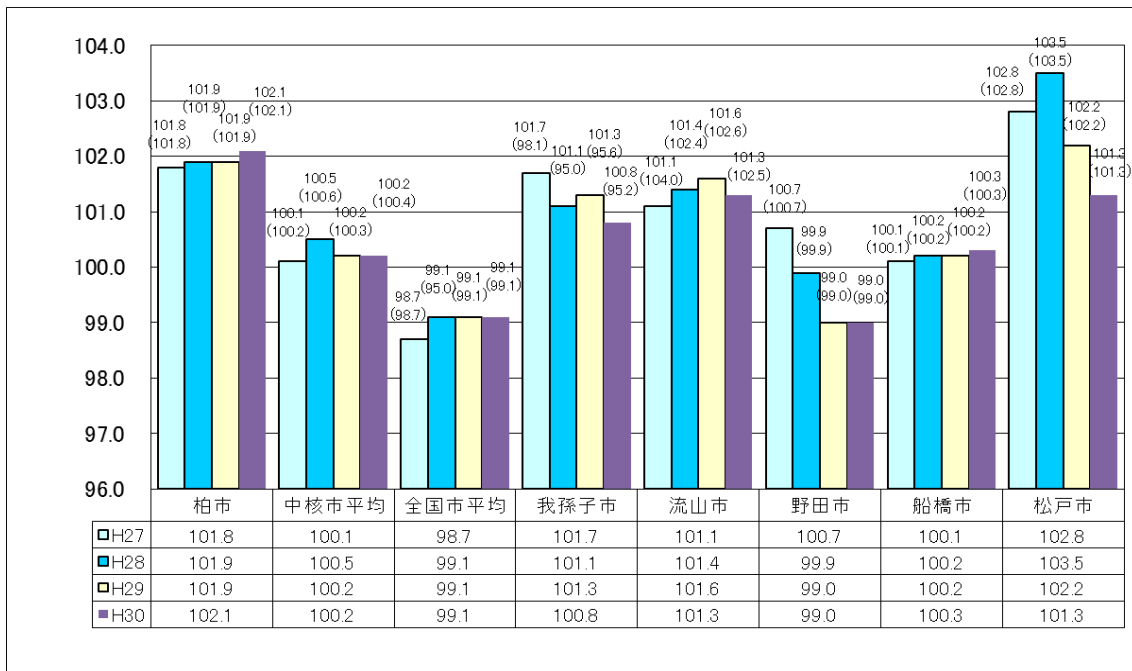
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B)/(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成29年度	2,466人	9,113,636千円	2,339,904千円	3,655,474千円	15,109,014千円	6,127千円

(注意)

- 給与費については、任期付短時間再任用職員の給与費を含んでおり、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注)

1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

柏市のラスパイレス指数は、国家公務員と比べ、職員の昇格・昇任の年数等が異なることから、特に高齢層において高くなっており、全体で 100 を超えています。給与制度及び給与体系については、引き続き人事院勧告に準拠し、適正な水準となるよう努めていきます。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

区 分	内 容
給料表の見直し	一般職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均約 2 パーセント引下げ。若年層については改定を行わず、高齢層については最大 4 パーセントの引下げ。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表についても、一般職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施（平成 27 年 4 月 1 日実施）

地域手当 の見直し	国基準 6 % に対し、柏市においても 6 % を支給 (参考)					
		平成 26 年度 の支給割合	平成 27 年度 の支給割合	平成 28 年度 の支給割合	平成 29 年度 の支給割合	平成 30 年度 の支給割合
	国基準によ る支給割合	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
	柏市の 支給割合	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
諸手当の 見直し	管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成 27 年 4 月 1 日実施）					

4 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏市	40.3 歳	305,431 円	391,496 円	351,748 円
千葉県	41.3 歳	312,096 円	405,061 円	365,204 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
中核市平均	41.8 歳	319,514 円	404,718 円	365,460 円
我孫子市	42.2 歳	326,511 円	418,253 円	388,664 円
流山市	40.2 歳	310,774 円	400,679 円	362,719 円
野田市	44.0 歳	332,611 円	407,703 円	379,025 円
船橋市	39.3 歳	298,760 円	406,288 円	361,186 円
松戸市	41.0 歳	303,695 円	413,169 円	366,105 円

(2) 柏市職員のモデル給与例（行政職（一） 平成 30 年 4 月現在）

（単位：円）

職務	年齢	家族構成等 扶養家族	住居	月例給	内訳					期末勤勉 額 (ボーナス) (年間4.4ヶ月分)	年収
					給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当		
部長	57歳	配偶者	持家	621,266	488,000	9,000	89,100	35,166	0	2,756,042	10,211,234
課長	55歳	配偶者 子1人(大学生)	持家	551,094	434,300	22,500	63,100	31,194	0	2,391,419	9,004,547
主幹	50歳	配偶者 子2人(高校生)	持家	509,224	404,900	36,000	39,500	28,824	0	2,176,513	8,287,201
主査	40歳	配偶者 子2人 (小学生・中学生)	持家	359,976	313,600	26,000	0	20,376	0	1,607,414	5,927,126
主任	30歳	配偶者	借家	287,548	236,800	9,000	0	14,748	27,000	1,129,239	4,579,815
主事	25歳			206,170	194,500	0	0	11,670	0	907,148	3,381,188

上記のほか、支給要件に応じて、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等が支給されます。

(3) 技能労務職(その1)

区分	公務員					民間（注釈1）（注釈2）			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与 月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	
柏市	54.4歳	145人	317,326円	369,673円	345,476円				
うち清掃職員	54.3歳	62人	334,489円	401,610円	366,807円	廃棄物処理業 従業員（全国）	45.8歳	293,000円	1.37
うち学校給食員	56.3歳	8人	334,875円	364,854円	362,391円	調理士（千葉県）	42.8歳	264,500円	1.38
うち用務員	57.5歳	8人	272,950円	297,785円	293,435円	用務員（全国）	55.6歳	207,200円	1.44
うち自動車運転手	55.8歳	2人	370,000円	449,122円	413,400円	自家用自動車 運転者（千葉県）	62.6歳	202,700円	2.22
うち守衛	56.3歳	8人	327,900円	402,258円	355,517円	守衛（千葉県）	48.2歳	243,100円	1.65
うちその他の 技能労務職員	53.4歳	57人	299,091円	338,339円	323,411円				
千葉県	53.9歳	427人	320,721円	380,638円	359,657円				
国	50.7歳	2553人	286,817円	-	328,637円				
中核市平均	49.3歳	232人	331,027円	392,477円	364,359円				
我孫子市	51.7歳	36人	364,154円	433,518円	409,961円				
流山市	49.7歳	79人	319,494円	378,769円	354,623円				
野田市	53.9歳	46人	353,487円	408,435円	385,560円				
船橋市	53.1歳	283人	354,907円	458,617円	409,957円				
松戸市	54.2歳	240人	317,880円	377,552円	357,046円				

(4) 技能労務職(その2)

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	(C) / (D)
柏市	5,879,336 円	—	—
うち清掃職員	6,364,956 円	4,038,000 円	1.58
うち学校給食員	5,982,562 円	3,547,000 円	1.67
うち用務員	4,603,882 円	2,808,700 円	1.64
うち自動車運転手	7,286,385 円	2,559,300 円	2.85
うち守衛	6,167,156 円	3,167,000 円	1.95
うちその他の 技能労務職員	5,425,872 円	—	—

(注意)

1. 民間データは、国の調査（賃金センサス平成 27 年度～平成 29 年度の平均）によるものです。
2. 柏市が正規職員（臨時及び短時間勤務職員を除く）を対象としているのに対し、民間データはパートタイム労働者を含む常用労働者を対象としていることから、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態等が一致していないため、単純に比較することはできません。

(5) 高等学校教育職

区分	平均 年齢	平均給料月 額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏市	42.8 歳	368,824 円	450,442 円	425,440 円
千葉県	44.3 歳	358,243 円	432,905 円	—
中核市平均	46.4 歳	386,808 円	457,124 円	—
船橋市	42.9 歳	369,373 円	456,976 円	—

(6) 消防職

区分	平均 年齢	平均給料月 額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏市	38.0 歳	299,055 円	393,076 円	342,862 円
中核市平均	38.3 歳	303,005 円	397,437 円	348,835 円
我孫子市	40.2 歳	316,906 円	416,947 円	377,363 円
流山市	39.7 歳	306,973 円	411,443 円	358,556 円
野田市	40.7 歳	313,436 円	414,951 円	358,794 円

(注意)

1. 「平均給料月額」とは、平成 30 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(7) 職員の初任給の状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分		柏市	国
一般行政職	大学卒	185,800 円	(総合職) 183,700 円 (一般職) 179,200 円
	高校卒	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	154,000～179,800 円	—
	中学卒	149,200～173,100 円	—
消防職	大学卒	192,700 円	—
	高校卒	162,700 円	—

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	252,903 円	346,963 円	398,060 円	423,722 円
	高校卒	—	—	371,550 円	373,017 円
技能労務職	高校卒	—	281,300 円	305,450 円	329,589 円
高等学校教育職	大学卒	330,997 円	395,574 円	414,128 円	418,028 円
消防職	大学卒	266,617 円	361,033 円	393,833 円	414,600 円
	高校卒	234,560 円	313,550 円	361,888 円	402,767 円

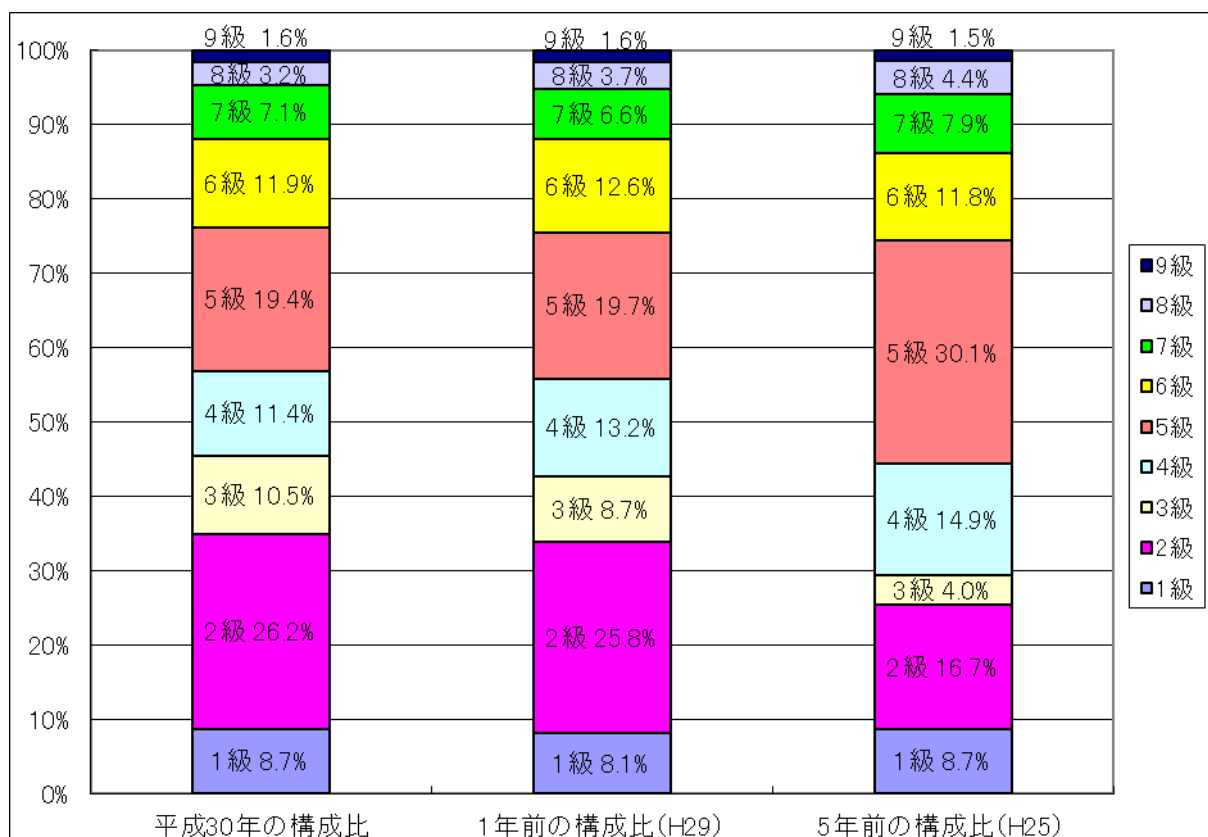
5 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

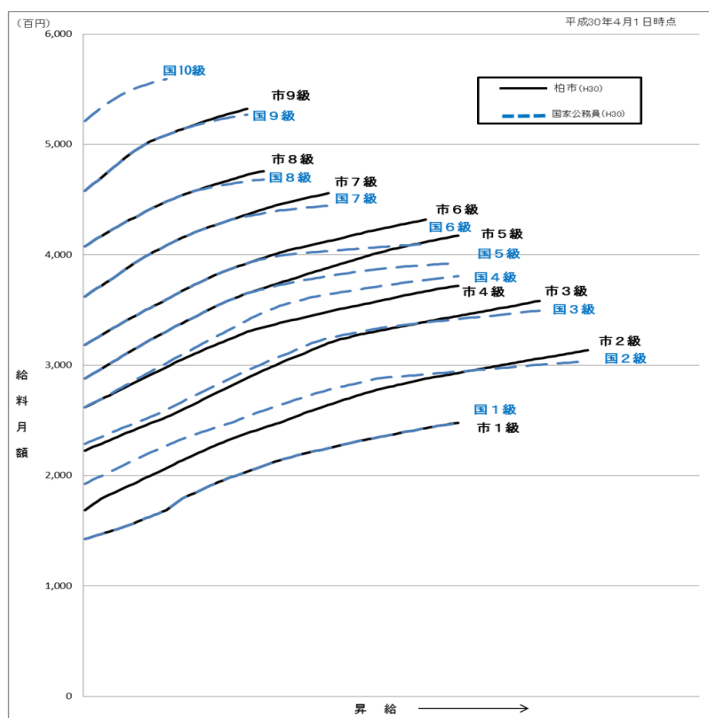
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長	18人	1.6パーセント	458,000円	532,400円
8級	次長	37人	3.2パーセント	407,700円	475,900円
7級	課長	82人	7.1パーセント	362,300円	455,800円
6級	主幹	137人	11.9パーセント	318,500円	431,800円
5級	副主幹	224人	19.4パーセント	288,000円	417,600円
4級	主査	132人	11.4パーセント	262,000円	372,100円
3級	主任	121人	10.5パーセント	222,700円	358,400円
2級	主事	302人	26.2パーセント	168,600円	313,600円
1級	主事補	100人	8.7パーセント	142,600円	247,900円

（注意）

1. 柏市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (平成30年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日までにける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○		
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分			○	○
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

6 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	柏市（平成 29 年度）	国（平成 29 年度）
1 人当たり 平均支給額	1,425 千円	—
支給割合 （期末手当）	2.60（1.45）月分	2.60（1.45）月分
支給割合 （勤勉手当）	1.80（0.85）月分	1.80（0.85）月分
加算措置の 状況	職制上の段階，職務の級等による加算措置あり	職制上の段階，職務の級等による加算措置あり

（注意）

（）内は，再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ． 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

柏市			国		
(支給率)	自己都合	早期・定年	(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45 パーセントの加算		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45 パーセントの加算	
1 人当たり 平均支給額	2,010 千円	22,489 千円			

（注意）

退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 29 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 29 年度決算）	614,798,096 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 29 年度決算）	227,366 円
支給対象地域	柏市（全域）
支給率	6 パーセント
支給対象職員数	2,625 人
国の制度（支給率）	6 パーセント
地域手当補正後のラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）	101.9 (101.9)

（注意）

地域手当補正後のラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当(その1) (平成 30 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 29 年度決算)	66,910 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 29 年度決算)	83,429 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 29 年度)	29.7 パーセント
手当の種類 (手当数)	15 種類

(5) 特殊勤務手当(その2) (平成 30 年 4 月 1 日現在)

主な手当 の名称	主な支給 対象職員	主な支給 対象業務	支給実績 (29 年度決算)	支給単価
行旅死病人 取扱手当	生活支援課職員	死亡人等の取扱作業業務	0 千円	1 件 1,500 ～3,000 円
保健衛生 業務手当	消防職員・保健 所職員	防疫業務, 精神保健業務, 犬取扱業務	994 千円	日額 400 円
危険作業 手当	消防・資産管理 課・北部クリー ンセンター職員	火災・水防・ 有害物取扱作業	944 千円	日額 400 円
滞納整理 手当	収納課・市民税 課・資産税課・ 保険年金課・債 権管理課職員	1. 滞納整理に伴う外勤交渉 業務 2. 財産差押業務	215 千円	1. 日額 400 円 (月限度 2,000 円) 2. 1 件 400 円 (月限度 1,000 円)
社会福祉 業務手当	生活支援課・地 域包括支援課・ 障害福祉課・保 育運営課職員	査察指導及び心身障害者施 設における指導業務	5,602 千円	月額 4,000 ～5,000 円
労務手当	北部・南部クリ ーンセンター・ 環境サービス 課・道路サービ ス事務所職員	ごみ・焼却・土木作業等業 務	9,996 千円	日額 200 ～1,350 円
機関員手当	消防職員	消防車両の機関業務	3,663 千円	月額 1,500 ～2,000 円
救急手当	消防職員	消防関係救急業務	13,494 千円	1 回 200 円

技術手当	消防職員	救急救命業務，電気工作物の保安業務，ボイラーの取扱業務	4,408 千円	月額 5,000 円
建築主事業務手当	建築指導課職員	建築確認の業務に従事した建築主事	120 千円	月額 5,000 円
用地交渉手当	北部整備課・道路整備課職員	土地の取得等のための交渉業務	148 千円	日額 450 円
施設管理者手当	各施設管理者に任命された職員	衛生管理者，整備管理者	599 千円	月額 2,000 円
夜間特殊業務手当	消防職員	正規の勤務時間として夜間の業務に従事した交替制職場の消防職員	16,951 千円	1 勤務 410 円
教員特殊業務手当	市立高校教諭	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	9,405 千円	日額 2,400 ～12,800 円
教育業務連絡指導手当	市立高校教諭	教育職員の主任等で教務その他教育に関する業務の連絡調整及び指導助言に係る業務	373 千円	日額 200 円

（注意）

主な支給対象職員は，上記職員のうち当該業務に従事した職員です。

（6）時間外勤務手当

支給実績（平成 28 年度決算）	661,279 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 28 年度決算）	331 千円
支給実績（平成 29 年度決算）	632,619 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 29 年度決算）	310 千円

（注意）

職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は，「支給実績（各年度の決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

(7) その他の手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 29 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 28 年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 9,000 円 2. 配偶者以外の扶養親族 子 1 人につき 8,500 円, 父母等 6,500 円 (補足) ・ 配偶者なしの者 1 人目は 10,000 円 ・ 16 歳～22 歳までの子 1 人 5,000 円加算	異なる	配偶者 6,500 円 子 10,000 円	219,990 千円	221,768 円
住居手当	1. 借家の場合 家賃の額に応じて 27,000 円を限度に支給 (月額 10,000 円を超える 家賃支払職員が対象)	異なる	月額 12,000 円 を超える家 賃支払職員 が対象	203,380 千円	127,914 円
通勤手当	1. 電車・バス利用の場合 最長の定期代の 1 ヶ月 分相当額を 55,000 円 限度に毎月支給 2. 乗用車等利用の場合 使用距離に応じ月 2,100～31,600 円支給	異なる	1. 6 ヶ月定 期券等の価 額を一括支 給 2. 使用距離 に 応 じ 月 2,000 ～ 31,600 円 支給	211,960 千円	86,057 円
管理職手当	・ 管理又は監督の地位に ある職員 39,500～94,200 円/月を 支給	異なる	官職に応じ て 46,300 ～ 139,300 円/月を支 給	285,680 千円	621,039 円
休日勤務手当	休日等において勤務した場合、勤務 1 時間につ	同じ	-	167,840 千円	235,735 円

	き，勤務 1 時間当たりの 給与額の 135/100 を支給				
夜間勤務 手当	午後 10 時～翌午前 5 時ま での間に勤務した場合， 勤務 1 時間につき，勤務 1 時間当たりの給与額の 25/100 を支給	同じ	-	33,680 千円	82,740 円
初任給調 整手当	・医療職給料表の適用を 受ける職員 48,800～308,300 円/月を 支給	異なる	月額 414,300 円 以内を支給	7,400 千円	3,699,600 円
義務教育 等教員特 別手当	市立高校に勤務する教員 職員 2,000～7,500 円/月を支 給	異なる	国は 制度なし	4,560 千円	71,314 円

7 特別職の報酬等の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額等						
			(参考) 中核市平均 における 最高／最低額	我孫子市	流山市	野田市	船橋市	松戸市
給料	市長	961,000円	1,206,000円 /722,400円	837,000円	926,500円	972,000円	1,076,000円	1,050,000円
	副市長	790,000円	974,000円 /709,200円	716,000円	800,000円	831,000円	818,000円	860,000円
	常勤監査委員	658,000円	-	-	-	-	-	-
報酬	議長	668,000円	827,000円 /584,000円	530,000円	547,900円	547,000円	759,000円	720,000円
	副議長	597,000円	748,000円 /504,000円	470,000円	488,100円	492,000円	686,000円	660,000円
	議員	577,000円	700,000円 /475,000円	440,000円	458,250円	450,000円	613,000円	590,000円
期末手当	市長	(29年度支給割合) 4.40月分 (算定方式) 給料月額×地域手当1.06×加算1.2×支給割合						
	副市長							
	常勤監査委員							
	議長	(29年度支給割合) 4.40月分 (算定方式) 報酬月額×加算1.2×支給割合						
	副議長							
	議員							
退職手当		(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)		
	市長	給料月額×在職月数×0.36		16,606千円		任期ごと		
	副市長	給料月額×在職月数×0.20		7,584千円		任期ごと		
	常勤監査委員	給料月額×在職月数×0.16		5,053千円		任期ごと		

(注意)

退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

8 柏市特別職・議員の報酬等（平成 30 年 4 月現在）（単位：円）

職務	月例分	(内訳)		期末手当(ボーナス) (年間 4.40ヶ月分)	年収
		報酬・給料	地域手当		
市長	1,018,660	961,000	57,660	5,378,525	17,602,445
副市長	837,400	790,000	47,400	4,421,472	14,470,272
常勤監査委員	697,480	658,000	39,480	3,682,694	12,052,454
議長	668,000	668,000	—	3,527,040	11,543,040
副議長	597,000	597,000	—	3,152,160	10,316,160
議員	577,000	577,000	—	3,046,560	9,970,560

9 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

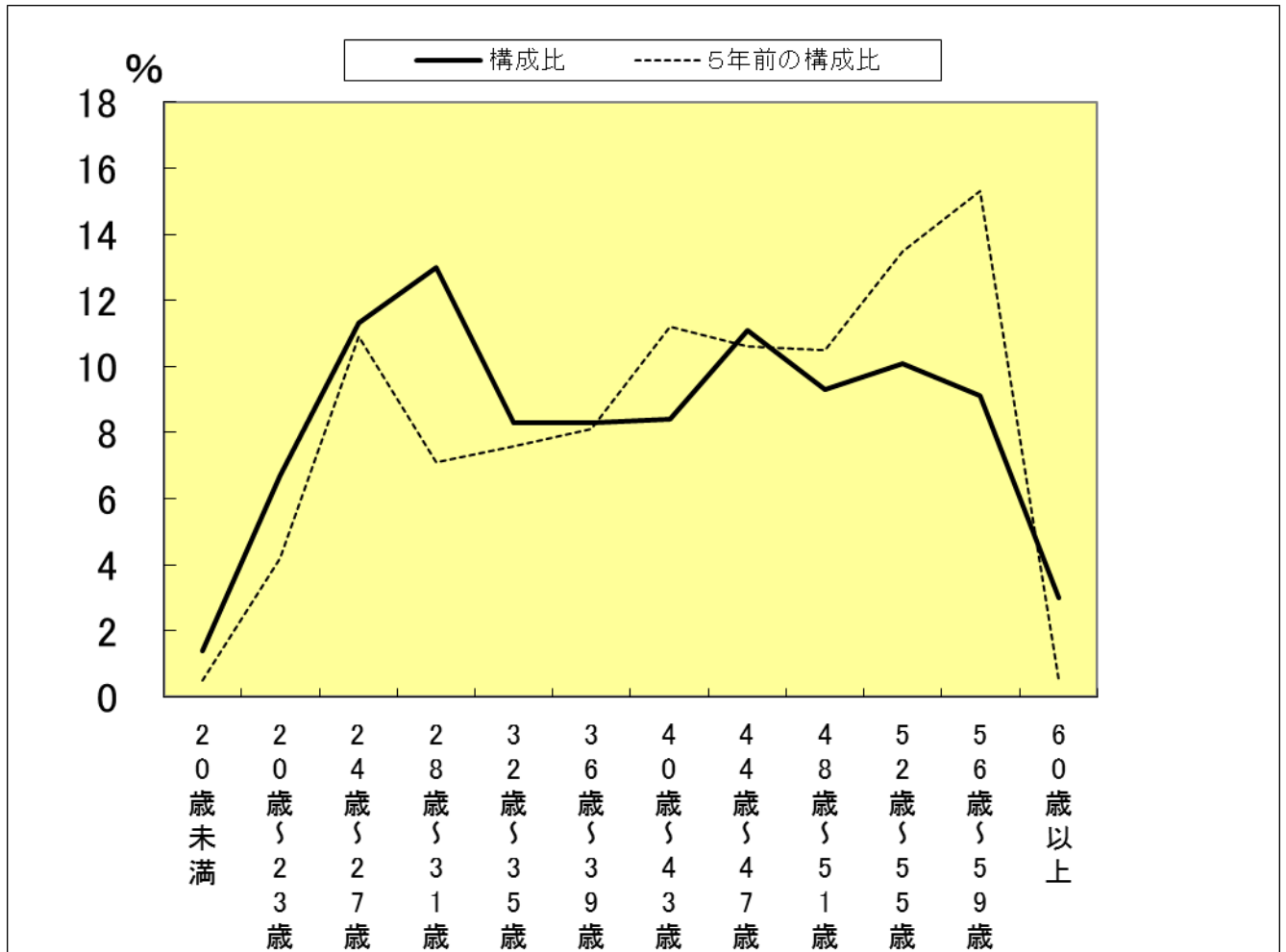
(各年 4 月 1 日現在)

部門\区分			職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
			平成29年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	15	16	1	育休代替(増)
		総務・企画	328	336	8	パスポートセンター開設, 客引き行為等対策の強化, 育休代替, 病休代替(増) 市民課窓口業務の民間委託(減)
		税 務	134	139	5	債権回収の強化, 育休代替, 病休代替(増)
		民 生	645	677	32	生活保護被保護世帯数増, 保育園の待機児童対策, 保育園の入園児童数増, 障害者・障害児支援業務増, 育休代替(増) 臨時福祉給付金業務の終了, いきいきプラン策定の終了, 病休代替の解消(減)
		衛 生	276	265	-11	子育て世代包括支援センターの拡充, 育休代替(増) 技能労務職員の退職者不補充(減)
		労 働	2	2	0	
		農林水産	22	23	1	手賀沼アグリビジネスパーク事業(増)
		商 工	13	11	-2	育休代替(増) 産業振興業務の見直し(減)
		土 木	246	251	5	地域公共交通の活性化, 柏駅西口北地区市街地再開発事業(増)
		計	1,681	1,720	39	<参考(各年1月1日現在の住基人口を基準)> 人口1万人当たり職員数(平成30年) 41.30人 類似団体の人口1万人当たり職員数(平成29年) 44.47人
	教育部門		273	279	6	小中学校校舎等長寿命化対策, 算数科授業力向上, 育休代替(増) 柏の葉中学校新設対応の終了(減)
	消防部門		461	467	6	火災予防体制の強化, 育休代替, 病休代替(増)
	小計		2,415	2,466	51	<参考(各年1月1日現在の住基人口を基準)> 人口1万人当たり職員数(平成30年) 59.22人 類似団体の人口1万人当たり職員数(平成29年) 61.86人
公営企業等会計部門	病院	3	2	-1	業務の縮小(減)	
	水道	64	65	1	債権回収の強化(増)	
	下水道	45	46	1	病休代替(増)	
	その他	114	120	6	介護予防サービス関連事業の強化, 国民健康保険の医療費適正化事業の強化(増) 介護保険関係窓口業務の民間委託準備(減)	
	小計	226	233	7		
合計		2,641	2,699	58	<参考> 人口1万人当たり職員数(平成30年) 64.81人	
		[2,621]	[2,650]	[29]		

(注意) 1. 職員数は一般職に属する職員数(教育長を除く)です。 2. []内は, 条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在)



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	38	181	306	351	224	223	227	299	250	272	247	81	2,699

(3) 職員数の推移

(単位：人)

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	過去 5 年間の 増減数 (率)	
一般行政	1,627	1,635	1,646	1,641	1,681	1,720	93	(5.7 %)
教育	295	290	281	276	273	279	-16	(-5.4 %)
消防	460	461	459	464	461	467	7	(1.5)
普通会計 計	2,382	2,386	2,386	2,381	2,415	2,466	84	(3.5 %)
公営企業 会計計	215	216	219	225	226	233	18	(8.4 %)
総合計	2,597	2,602	2,605	2,606	2,641	2,699	102	(3.9 %)

(注意) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

10 公営企業職員の状況（水道事業）

水道部職員の給与等は、市議会の議決を経た条例とそれに基づく規程により定められており、特殊勤務手当を除き、市長部局の職員に準じています。

(1) 職員給与費の状況

ア 決算(その1)

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B) / (A)	(参考) 平成28年度の総 費用に占める職 員給与費比率
平成29年度	6,532,738千円	1,695,118千円	566,454千円	8.7パーセント	9.0パーセント

イ 決算(その2)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B) / (A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成29年度	74人	268,542千円	56,043千円	106,056千円	430,641千円	5,819千円

(注意)

1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 職員数は、平成 30 年 3 月 31 日現在の人数です。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
柏市水道部	47.0 歳	329,161 円	448,593 円

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分	柏市（平成 29 年度）
1 人当たり平均支給額	1,433 千円
支給割合（期末手当）	2.60(1.45) 月分
支給割合（勤勉手当）	1.80(0.85) 月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務等による加算措置あり

(注意) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45 パーセントの加算	

ウ 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 29 年度決算）	17.093 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （平成 29 年度決算）	230,993 円
支給率	6 パーセント
支給対象職員数	74 人

エ 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 29 年度決算）			84 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 29 年度決算）			42,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 29 年度）			2.7 パーセント	
手当の種類（手当数）			2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29 年度決算)	支給単価
水道技術 管理者手当	右の職に任命 された職員	水道技術管理者の職 にある者	60 千円	月額 5,000 円
管理手当	右の職に任命 された職員	衛生管理者の職にあ る者	24 千円	月額 2,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成 28 年度決算）	7,615 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 28 年度決算）	166 千円
支給実績（平成 29 年度決算）	6,865 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 28 年度決算）	120 千円

（注意）

職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度の決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 29 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年 額 (平成 29 年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 9,000 円 2. 配偶者以外の扶養親族 子 1 人につき 8,500 円, 父母等 6,500 円 (補足) ・ 配偶者なしの者 1 人目は 10,000 円 ・ 16 歳～22 歳までの子 1 人 5,000 円加算	同じ	-	6,659 千円	214,806 円
住居手当	1. 借家の場合 家賃の額に応じて 27,000 円を限度に支給 (月額 10,000 円を超える 家賃支払職員が対象)	同じ	-	5,357 千円	119,038 円
通勤手当	1. 電車・バス利用の場合 最長の定期代の 1 ヶ月 分相当額を 55,000 円 限度に毎月支給 2. 乗用車等利用の場合 使用距離に応じ月 2,100～31,600 円支給	同じ	-	7,408 千円	105,835 円
管理職手当	・ 管理又は監督の地位にある職員 39,500～94,200 円/月を支給	同じ	-	9,690 千円	569,914 円
休日勤	休日等において勤務した場合, 勤務 1 時間につき, 勤務 1 時間当たりの	同じ	-	50 千円	11,709 円

務 手 当	給与額の 135/100 を支給				
夜 間 勤 務 手 当	午後 10 時～翌午前 5 時までの間に勤務した場合，勤務 1 時間につき，勤務 1 時間当たりの給与額の 25/100 を支給	同じ	-	0 千円	156 円
初 任 給 調 整 手 当	・ 医療職給料表の適用を受ける職員 48,800 ～ 308,300 円／月 を支給	同じ	-	0 円	0 円

1 1 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間・休日

勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（うち休憩時間 60 分）
週休日	日曜日及び土曜日
休日	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日） 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

（注意） 職種や職場により，上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇

制度概要	平均取得日数
1 年度につき 20 日付与 現年度付与分の残日数のみ翌年度に繰越し可	行政職（一） 13.8 日 行政職（二） 18.9 日

(3) その他の休暇・休業制度

種類	内容，取得要件等	日数・期間
病気休暇	傷病のため療養を要する場合	90 日以内（結核性疾患の場合は 1 年以内）
特別休暇	結婚，出産，子供の看護，忌引，夏季，ボランティア等の特別の理由により勤務しないことが相当である場合	規則で定められた日数又は期間
介護休暇	配偶者，父母，子，配偶者の父母等で負傷，疾病等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため，勤務しないことが相当である場合	要介護者 1 人につき 6 月以内（期間中無給）
組合休暇	登録された職員団体の業務に従事する場合又は登録された職員団体の加入する上部団体の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合	1 年につき 30 日以内（期間中無給）
育児休業	子の養育のため勤務時間のすべてを勤務しないことが承認される場合	子の満 3 歳の誕生日の前日まで（期間中無給）
部分休業	子の養育のため勤務時間の一部を勤務しないことが承認される場合	子の小学校就学前まで（1 日 2 時間以内、期間中無給）

1 2 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的としてなされます。処分には、降任・免職・休職・降給の4種類があります。（単位：人）

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	26	-	26
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	-
廃職又は定数の改廃等により過員等を生じた場合	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	-

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。処分には、戒告・減給・停職・免職の4種類があります。（単位：人）

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令等に違反した場合	-	1	-	-	1
管理監督責任	-	-	-	-	-

1 3 職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければいけません。職務の遂行に当たって職員が守るべき義務は、次のとおりです。

職員が守るべき義務

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は、法令等の定めに従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。

職務に専念する義務	職員は、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り、職務専念義務が免除されます。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が制限されています。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等（ストライキなど）が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できる場合には、任命権者（市長等）の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます。

1 4 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修

ア 人材育成基本方針

柏市では、職員の人材育成基本方針として、人材育成の目的を(1)住民福祉の増進(2)職員の自己実現と位置づけ、この目的を実現するため、求められる職員像として(1)チャレンジ精神にあふれ、改善・改革を推進する職員(2)市民と対話できる職員(3)課題形成、政策の提案・実施ができる職員(4)全体の奉仕者としての意識を持った職員の 4 つを掲げています。

具体的な取り組みとしては、(1)効果的な人材育成システムの構築(2)期待役割を担うことができるための能力の開発(3)専門的な知識の習得と総合的な調整能力の開発(4)人事諸制度を活かした人材育成の展開を進め、これらの職員像の実現を図ることとしています。

イ 研修実績（平成29年度）

(ア) 階層別研修

研修名	研修時間(時間)	受講者数(人)
採用職員研修(1部)	38.75	84
採用職員研修(2部)	30	84
採用職員研修(3部)	7	81
新任主事研修	14	134
新任主任研修	11	88
新任担当リーダー研修	14	65
新任管理職研修	14	35

新任所属長研修	10.5	23
再任用研修	4	28
合計（9 コース）		622

（イ）能力開発研修

研修名	研修時間（時間）	受講者数（人）
接遇研修（応用編）	7	20
コーチング研修	7	24
プレゼンテーション研修	7	25
ファシリテーション研修	7	17
ロジカルシンキング研修	7	26
合計（5 コース）		112

（ウ）特別研修

研修名	研修時間（時間）	受講者数（人）
採用職員指導担当者研修	3	74
副園長人事評価研修	10	24
協働推進研修	9	28
キャリアデザイン研修	3	123
所属課題解決研修（窓口調査及びフィードバック研修）	3	30
合計（5 コース）	-	279

（エ）特別派遣研修

研修名	件数等	派遣者数（人）
先進都市派遣研修	11 団体	18

（オ）外部教育機関派遣研修

研修機関名	件数	派遣者数（人）
自治大学校	4	4
国土交通大学校	7	7
全国建設研修センター	16	18

千葉県自治研修センター	34	92
市町村職員中央研修所	26	37
国際文化アカデミー	2	2
日本経営協会	60	72
統計研修所	1	1
合計	150	233

(カ) 自主研修

研修名	件数	受講者数（人）
夜間自己啓発講座	1	35

(キ) 合計

受講者，派遣者 合計	1,299
------------	-------

(2) 人事評価制度

柏市では、地方公務員法に基づき、職員の任用，給与，分限その他の基礎とするため、人事評価制度を実施しています。

この人事評価制度は、能力・実績に基づく人事管理を図ること及び公務能率を向上することを目的とした制度で、職員ごとに設定する課題（業務目標）に対する達成度等を評価する「業績評価」と、職務遂行過程において職員が発揮した能力等を評価する「意欲・業績・能力評価」から構成されています。

また、評価者と被評価者との面談を通じて課題設定やフィードバックを行うことによって、評価のみではなく、職務改善や人材育成に資する制度としています。

15 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市が分担拠出する財源により、千葉縣市町村職員共済組合において、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（人間ドック事業等）を行っています。

また、千葉縣市町村職員互助会、柏市役所職員厚生組合において、職員の健康と自己啓発などの福利厚生に関する事業を行っています。

(2) 公務災害補償制度

職員が公務上・通勤途上の災害により、負傷等又は死亡した場合、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

平成29年度の補償件数は、次のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	14	-
通勤災害	2	-

(3) 健康診断

内容	対象職員	受診者数(人)
新規採用職員健康診断	新規採用職員	136
定期健康診断	全職員(人間ドック等の受診者を除く)	1,310
特定業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	386

16 公平委員会の業務の状況

業務の種別	件数
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	0
職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	0

１７ その他

(1) 職員採用試験の実施状況

職種	募集 人数	応募 者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	最終試験 合格者数
一般事務（上級）	35名程度	212	149	90	49
一般事務（上級）【身体障害者対象】	3名程度	5	4	3	1
一般事務（初級）	10名程度	150	122	56	26
一般事務（上級）【自己推薦】	3名程度	23	20	12	5
一般事務（上級）【I LOVE 柏】	3名程度	33	31	14	4
土木技師（6月）（上級）	6名程度	22	18	15	11
土木技師（12月）（上級）	3名程度	29	24	14	2
建築技師（6月）（上級）	5名程度	15	15	10	7
建築技師（12月）（上級）	3名程度	17	10	7	4
電気技師（上級）	3名程度	11	8	5	3
化学技師（上級）	3名程度	17	14	9	6
保育士（中級）	20人程度	120	105	61	34
獣医師（上級）	1名程度	3	2	2	1
保健師（6月）（上級）	10名程度	36	29	23	15
保健師（12月）（上級）	3名程度	23	13	11	3
社会福祉士（上級）	8名程度	41	27	17	12
精神保健福祉士（上級）	1名程度	3	3	3	2
栄養士（中級）	1人程度	21	21	6	4
心理相談員（上級）	3名程度	8	7	7	3
学芸員【任期付】（上級）	1名程度	2	1	0	0
保育士【育休代替任期付】（中級）	15名程度	13	11	-	11
消防職	10名程度	130	90	56	37
計		934	724	421	240

（補足）

1. 単位は「人」です。
2. 「最終試験合格者数」には、補欠合格者の数を含みます。

(2) 職員昇任選考の実施状況

(単位：人)

区分	受験者数	合格者数
管理職（6級職）昇任選考	42	19
4級主査選考	50	35